

○佐々町合併処理浄化槽の設置及び維持管理指導並びに補助金交付要綱（平成12年3月14日要綱第25号）

別表第2（第18条関係）

人槽区分	補助金の額
5人槽	29,000円
6人槽	30,000円
7人槽	32,000円
8人槽	33,000円
9人槽	34,000円
10人槽	35,000円
11人槽	36,000円
12人槽	37,000円
13人槽	40,000円
14人槽	41,000円
15人槽	42,000円
16人槽	43,000円
17人槽	44,000円
18人槽	44,000円
19人槽	45,000円
20人槽	46,000円
21～30人槽	48,000円
31～40人槽	56,000円
41～50人槽	62,000円

（管理費補助金の額）

第18条 管理費補助金は、別表第2の額を上限とし、維持管理費と比較していずれか低い額とする。ただし、設置して間もない場合は、補助金の額に（使用した月数／12月）を乗じた額を上限とし、維持管理費と比較していずれか低い額とする。